

# 障がいのある人への地域での教育的支援に関する一考察

— 韓国での実践を手がかりに —

A Study of Regional Support Programs for Persons with disabilities

: From Practices in Korea

原田 茉耶, 高橋 眞琴

HARADA Maya and TAKAHASHI Makoto

鳴門教育大学学校教育研究紀要

第 31 号

Bulletin of Center for Collaboration in Community

Naruto University of Education

No.31, Feb., 2017

## 障がいのある人への地域での教育的支援に関する一考察

— 韓国での実践を手がかりに —

## A Study of Regional Support Programs for Persons with disabilities

: From Practices in Korea

原田 茉耶\*, 高橋 眞琴\*

\* 〒 772-8502 鳴門市鳴門町高島字中島 748 番地 鳴門教育大学特別支援教育専攻

HARADA Maya\* and TAKAHASHI Makoto\*

\* Department of Special Needs Education

748 Nakajima, Takashima, Naruto-cho, Naruto-shi, 772-8502, Japan

**抄録：**本研究では、韓国の差別解消法にあたる「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律」施行後の障がいのある人への地域での教育的支援に関する研究資料及び実践を概観し、今後の日本における障がいのある人への合理的配慮に向けて、示唆を得ることを目的とした。韓国においては、障害者差別禁止法にあたる「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律」の施行後、特殊教育に関連する文脈において、教育プログラムの研究開発がいくつか実施されているが、筆者らがゆるやかな分類を施したところ、「障がい理解に関するプログラム」「余暇活動に関するもの」「生涯教育に関するもの」「通常学校における支援体制に関するもの」「障がいのある人の人権保護に関するもの」と学校教育での個々の児童・生徒の特別な教育的ニーズに応じた教育的指導のみならず、地域における生活や社会成員の障がい理解に働きかけている内容も含まれていることが示唆された。また、障がいのある人への地域における地域での支援は、ワンストップ型の包括的な支援となっていた。日本における今後の合理的配慮を検討する上でも参考になる内容であると考えられる。

**キーワード：**合理的配慮、韓国における障害者差別解消法、韓国における障がいのある人への支援システム

**Abstract :** In this study, we reviewed previous studies and our investigation concerning support programs in Korea after. 'Convention on the Rights of Persons with Disabilities' and 'Disability Discrimination Act' were enforced in Korea.

In Korea's support programs for disabilities, 'mutual understanding', 'life-long education', 'leisure activities', 'Inclusive Education', 'Human Rights' are focused. And regional support system is 'one-stop service'. When we think Reasonable Accommodation in Japan, the practice in Korea may be serve as a useful reference.

**Keywords :** Reasonable Accommodation, Disability Discrimination Act in Korea, Support system for people with disabilities in Korea

## I. 問題と目的

日本は、2006年に国連総会で採択された障害者の権利に関する条約<sup>\*註1</sup>に、2014年に批准した。この条約では、第一条では、目的について、「この条約は、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする」と述べられており、障害者の定義は、「長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害を有する者であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられること

のあるものを含む」と示されている。

障害者の権利に関する条約の主要な概念となる「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整」となっている。

日本は、この条約に、2007年に署名したが、批准するまで時間を要したのは、「障害者総合支援法」「障害者雇用促進法」また、差別解消法にあたる「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」などの国内法の整備に時間を要したともいわれる。

2016年からは、差別解消法にあたる「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が本格的な実施と

なった。今後は、日本においては、障がいのある人への合理的配慮を社会で行っていくことが求められる。

それでは、東アジア地域で、日本に近い文化圏にある大韓民国（以下、韓国）ではどうであろうか。韓国においては、「障害者福祉法」（障害者全般に関する基本法）、「障害者の差別禁止および権利救済に関する法律」「障害者の雇用促進および職業復帰法」「障害者などに対する特殊教育法」などが存在する（内閣府，2009）。障害者の権利に関する条約については、韓国では2008年12月に批准し、2009年1月に発効している。

同条約の実施に当たっては、「保健福祉部障害者政策局が中央連絡先となり、12部庁（行政安全部、知識経済部、文化スポーツ観光部、教育科学技術部、保健福祉部、女性家族部、法務部、雇用労働部、国土海洋部、国家報勲処、放送通信委員会、中小企業庁）が関連部局に位置付けられている。政府外の関係組織としては、国家人権委員会が独立した仕組みに指定されている。国家人権委員会は11名の委員で構成され、障害者差別に関する独自調査や救済を行う権限、個別の障害者差別に関する苦情申立てを受け付け、処理する権限を有している」（内閣府，2014）。

また、差別禁止法にあたる「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律」も2010年に施行となっている。日本に先行して、障害者の権利に関する条約を批准し、差別禁止法を施行している韓国の取り組みについて、検討を加えることも今後の実践を行う上で、参考になると考えられる。

そこで、本研究では、差別解消法にあたる韓国の「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律」施行後の障がいのある人への地域での教育的支援に関する研究資料及び実践を概観し、今後の日本における障がいのある人への合理的配慮に向けて、示唆を得ることを目的とする。

## II. 研究方法

### 1. 研究資料の収集について

本研究での研究資料の収集については、海外文献であり、著者らの語学力の制約上、日本語で執筆されたものが中心となっている。そのため、総数は、限定されているが、韓国において、2010年に施行された「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律」以降の研究資料を中心に、本研究の目的である日本における障がいのある人への合理的配慮にも繋がると思われる文献を中心に収集した。具体的な収集先は、Ciniiにて、「韓国」「障害児教育」で検索した論文、内閣府、文部科学省の調査報告、日本特殊教育学会での発表論文集、筆者らの共同研究者の調査研究などであった。

### 2. 韓国における障がいのある人への地域支援実践の検討

韓国における障がいのある人への地域支援実践については、第二著者が2010年に実施した韓国ソウル市における調査<sup>\*註2</sup>を参考にした。

### III. 韓国における学校系統と「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律」

韓国では、初等教育は6歳入学で、6年間の初等学校での教育、前期中等教育は、3年間の中学校での教育、後期中等教育は、3年間の普通高等学校及び職業高等学校での教育となっている。義務教育年限は、6～15歳である（図1）。義務教育における学校系統については、日本のものと近いことが理解できる。

尚、「特殊教育対象者の場合には、幼稚園課程から高等学校課程まで義務教育を受けなければならない。また、満3歳未満の障害乳児教育と高等学校以降の専攻科課程は無償教育である。つまり特殊教育対象者の義務教育年限は3～17歳で、障害児の無償教育の年限は0～20歳（専攻科1～3年を含む）」（金・崔，2013）と一般の児童生徒と特殊教育対象者とは、義務教育年限が異なることが見てとれる。

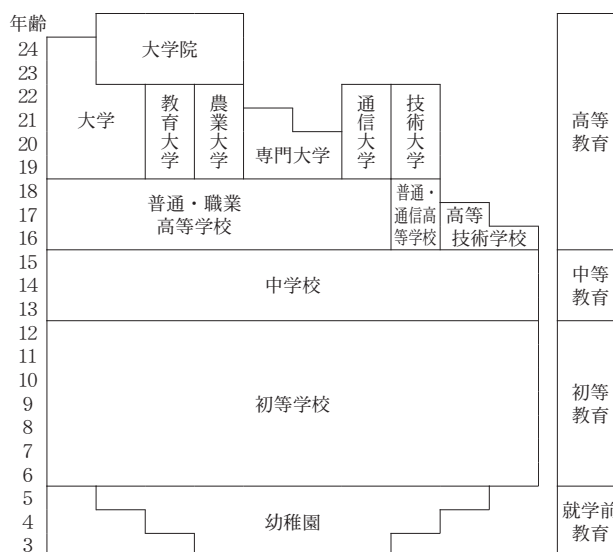


図1 韓国の学校系統図

出典：文部科学省 web サイト  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/015/siryu/05120501/006/005.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/015/siryu/05120501/006/005.htm) より筆者ら作成

韓国において、2010年に施行された「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律」での「障害者」は、「身体的・精神的損傷又は機能喪失が長期間にわたって個人の日常又は社会生活に相当な制約を招く状態」と定義されている。

特に、同法律では、第2節が教育分野であり、第13

条に、差別禁止の内容が示されている（内閣府，2011）。

第1項では、「教育責任者は、障害者の入学支援及び入学を拒否することはできず、転校を強要できず、『嬰幼児保育法』による保育施設、『幼児教育法』及び『初中等教育法』による各級学校は、当該教育機関に転校することを拒絶してはならない。」と就学、入学、転校について示されている。第4項では、「教育責任者は、特定の授業や実験・実習、現場見学、修学旅行等の学習を含むすべての校内の活動で、障害を理由に障害者の参加を制限、排除、拒否してはならない。」と教育実践上の活動について、具体的な記述がある。

第5項では、「教育責任者は、就業及び進路教育、情報提供において、障害者の能力と特性に合った進路教育及び情報を提供しなければならない。」と進路指導に関する記述がある。

第6項においては、「教育責任者及び教職員は、教育機関に在学中の障害者及び障害者に関係を有する者、特殊教育教員、特殊教育補助員、障害者関連業務の担当者を冒し、或いは、さげすみではない。」と障がいのある児童・生徒のみならず、従事する教職員に関する記述がある。著者らは、過去に、特別支援教育の実践現場において、韓国の視察団の視察を受けた経験があるが、その際に、「大変奇特な実践を行っている」という所感を告げられた経験がある。この所感からは、特別支援教育の実践に対する捉え方が日本とは異なることが推察された。

第7項においては、「教育責任者は、障害者の入学支援時、障害者ではない志願者と異なる追加書類、別途の様式による志願書類等を要求し、又は障害者のみを対象にした別途の面接や身体検査、追加試験等（以下“追加書類等”とする）を要求してはならない。」とある。但し書きで、「障害者の特性を考慮した教育施行の目的」が明らかかな場合には、認められる場合もあるとされるが、このことから、就学時のアセスメント等の在り方が問われる内容が示されているといえる（内閣府，2011）。

第14条には、「正当な便宜供与義務」つまり、「教育責任者が、（障がいのある児童・生徒が）当該教育機関に在学中に、教育活動に不利がないように、講じる手段」が示されている。これらは、日本の障害者差別解消法での「基礎的環境整備」や「合理的配慮」に当たる具体的内容であろう。例えば、「通学、アクセス上の各種移動用補装具の貸与及び修理」「（必要とされる）教育補助人員の配置」「拡大読書器、補聴機器、高さ調節用机、各種補完・代替意思疎通道具等の貸与、補助犬の配置、車いすでのアクセスのための余裕空間の確保」「手話通訳、文字通訳（速記）、点字資料、字幕、拡大文字資料、画面朗読・拡大文字プログラム、補聴機器、携帯用点字ディスプレイ、印刷物音声変換出力器を含む各種障害者補助器具等の意思疎通手段」「教育課程の適用上、学習診断を通

じた教育・評価方法」などである。これらの提供にあたり、「業務を遂行する障害学生支援部署又は担当者」が必置となっている（内閣府，2011）。

#### IV. 韓国での「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律」施行後の教育プログラムの概観

韓国においては、障害者差別禁止法にあたる「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律」の施行後、特殊教育に関連する文脈において、教育プログラムの研究開発がいくつか実施されている。そこで、以下では、内容別に、ゆるやかな分類を施し、概要を示していくこととする。

##### 1. 障がい理解に関するプログラム

宋他（2012）は、「2011年特殊教育年次報告書における高等学校課程の特殊教育対象者は、特殊学校高等部に7553名、高校特殊学級に8878名、高校通常学級に4008名が在籍しており、約63%の特殊教育対象者が高校で統合教育を受けている」ということに問題意識を持ち、「高校における統合教育、とくに特殊教育対象者の通常学級適応や一般生徒との交流を促進するための『仲間支援プログラム（good friend program）』の研究を行っている。このプログラムでの仲間支援者の役割は、「①日常的な支援」「②学校の時の支援」「③Lunch Buddy（食事をしながら会話）」「④Good Friend（特殊教育対象者と仲間支援者による興味のある分野におけるクラブ活動）」「⑤報告書の作成」から構成され、仲間支援者には、インセンティブ（ボランティア点数）が提供されるものである。効果としては、交流や障がい理解の促進があげられている。高橋（2016 a, b）は、英国のインクルーシブ教育におけるbuddyシステム（同級生等仲間による支援）を取り上げているが、韓国においてもこのような通常学校における仲間による支援が障がい理解の促進に有効であることを示す研究の一つであろう。村田他（2015）についても同様に、大学生活における学生間の障害支援制度に焦点を当て、障がいのある学生と障がいのない学生が共に学ぶことによって生じる関係性や相互学習について、検討を行っている。その結果、特に高等教育の分野では、「日本ではまず、障害学生への支援体制を充実させることが最優先課題であり、障害学生がどのような生活を送っているかを調査するところから始めなければならない」と考察している。高等教育においては、日本においては、障がいのある学生の大学生活でのニーズ把握やニーズ支援のあり方が検討されているが、韓国では、さらに、具体的な実践プログラムの構築まで踏み込んだ研究がなされていると考えられる。

許・鄭（2015）は、中途障がいのある人のアイデンティティに影響を及ぼす要因について研究を行った結果、

「社会の中で、障害に対する正しい認識と社会的関係等における正しい情報を提供し、支援体制を構築していくこと」の重要性を示唆している。一般的に、日本の特別支援教育の文脈では、障がいのある人のアイデンティティの形成については、特別支援教育の理念に「一人一人の教育的ニーズ」の把握が含意されているため、個人のアイデンティティの形成過程と、その教育的ニーズに着目した研究方法が検討されると予測されるが、韓国においては、アイデンティティの研究が「障がい理解」の文脈で研究がなされている一例といえよう。

金・李 (2015) は、「障害児童・生徒を持つ親に対するペアレントメンタープログラム」について、研究を行い、自分の子どもについて相談できるメンターの存在が障がいに対する理解と認識改善に有用であると考察している。日本の特別支援教育においては、このような研究は、保護者支援の文脈で研究がなされることが多いが、韓国においては、障がい理解や認識改善の文脈で研究されていることが一つの特徴であるといえよう。

## 2. 余暇活動に関するもの

黄・李・崔 (2014) は、韓国釜山地域の障がい学生支援センターがある4年生大学に在学中の障がいのある大学生50名(肢体障害、視覚障害、聴覚障害、脳病変障害、腎臓障害<sup>\*註3</sup>)にe-mailでのアンケート調査を行った。その結果、地域社会や学内の余暇関連サポートで様々な余暇プログラムの開発と提供、専用施設や余暇空間の拡充の必要性が示唆されている。一般的に、日本の特別支援教育においては、学校教育での正課時間帯での特別な教育的ニーズの把握とそれに対する教育プログラムが中心に検討される傾向があるが、大学教育における地域支援プログラムにまで、幅が広がった研究といえる。

## 3. 生涯教育に関するもの

鄭・金 (2014) は、発達障がいのある本人3名に、個別のインタビュー調査を、併せて、発達障がいのある人の保護者6名に集団面接を行い、生涯教育についての主観的経験と意見を収集・分析した。その結果、「発達障がいのある人の生涯教育プログラムでは、発達障害者個々人の好み、興味、日常生活への欲求を考慮して設計することが必要である。」と示唆している。前述の黄・李・崔 (2013) の研究同様、学校教育以外の社会教育の分野まで幅が広がっている研究といえよう。

## 4. 通常学校における支援体制に関するもの

殷・金・任 (2015) は、韓国における特殊教育支援センターの役割と課題に関する研究を行っている。当該センターは、地域の通常学級に在籍している児童・生徒や家族、担当教員の支援が目的であるとされるが、運営方針には、「①特殊教育関連専門家の増員配置、②地域関連機関との協力体制構築、③障害児の在籍している地域の乳幼児施設、小・中・高等学校への支援、④治療教育・

巡回教育の質の向上(乳幼児含む)、⑤障害児を対象とした犯罪予防、人権保護のための常設モニター団の設置・運営、⑥現場の意見聴取によるセンターの機能改善、⑦相談、広報、そして支援の実績記録管理」の7項目があるとしている。通常学級への支援という意味では、インクルーシブ教育を意識したものとなっている。このような体制は、日本におけるインクルーシブ教育システムにも参考になると予測される。

## 5. 障がいのある人の人権保護に関するもの

金・殷・任 (2015) は、障がいのある児童・生徒の人権保護に関する特殊教育支援センターにおけるモニタリング体制や関連教育専門家の養成について、研究を行っている。この研究は、前述の殷・金・任 (2015) の研究での「⑤障害児を対象とした犯罪予防、人権保護のための常設モニター団の設置・運営」に特化されたものといえるが、障害者の権利に関する条約や障害者差別禁止法とも密接な関連がある研究といえる。

## V. 韓国の障害人福祉館における実践

ここでは、第二著者が2010年に実施した韓国ソウル市の障害人福祉館における調査<sup>\*註4</sup>を参考に、韓国における障がいのある人への地域での具体的な実践に言及していくこととする。この調査では、研究に使用することについて、説明を行った上で、職員から資料の提供、実践の説明を受けた。尚、個人情報に関連する内容については、本研究では、含まれていない。

### 1. 韓国社会福祉館の概要

韓国においては、社会福祉館が1900年代前半から設置されはじめ、現在では、「社会福祉サービスのニーズを持っている地域住民を対象として、保護サービス、在宅サービス、自立能力を高めるための教育訓練など、必要な福祉サービスを提供し、社会問題を予防・治療する総合的な社会福祉サービスの伝達機構として、地域社会住民の福祉増進の中心的役割」を担う。そのうち、障害人福祉館は、「地域社会の在宅障害者を対象として、障害の査定と評価、社会心理と職業リハビリ、特殊教育、医療リハビリなどの総合的なサービスを提供する福祉施設」と定義されている(李, 2008, pp.34-37)。

### 2. 知的障害人福祉館での理念

本研究で取り上げる韓国知的障害人福祉館での理念は、「障害のある人とその家族に対し、地域社会の中で生活していく上で不自由がないように障害発生時から老年に至るまで必要な多様サービス提供を通し、障害者の自立を図り、地域社会の住民の障害認識改善活動を展開し、障害者と共に生きる地域社会となるような中心センターの役割を果たす地域社会再活施設」(ソウル市立知的障害人福祉館資料<sup>\*註5</sup>)である。

### 3. 知的障害福祉館内での実施プログラムについて

#### 1) 児童関連プログラム

児童関連プログラムでは、早期のグループ指導をはじめとして、音楽療法、言語療法、理学療法、放課後活動、家族支援、統合プログラム、障がい理解プログラムなどが実施され、療育と地域支援、家族支援、障がい理解プログラムが一体となっており、地域での包括的な支援プログラムがなされている。2010年に、第二著者が実際のプログラムを観察した際には、教材・教具についても、視覚的・物理的構造化が施されていた。また、幼児を対象とする機軸行動発達支援法プログラムも実施されている（パク、2009）。

#### 2) 青少年関連プログラム

青少年関連プログラムでは、放課後余暇プログラム、障がいのある青少年を対象にした多様な趣味の教室の運営、季節学校、休業期間を利用したキャンプが実施されている。これらの内容は、地域における生活の充実を目指すものとなっている。

#### 3) 成人関連プログラム

成人関連プログラムでは、職業訓練、職業適応訓練、支援雇用、一般雇用、在宅雇用、就職後適応訓練、再就職訓練が行われている。

この事業においては、2010年の調査時点で、75ヶ所の企業に140名が就職している。離職率は20%以下であり、万一、退社の場合には再訓練を行っている。高校生向けの職業適応授業も行っており、冬期休業中の生徒が授業に参加していた。特に、「あいさつ」などの礼儀を重視しており、第二著者が実践を観察した際にも、大きな声で礼儀正しく挨拶する生徒の様子を見ることができた。

表1 障害福祉館における児童向けプログラム(例)

幼児教育	12カ月～36カ月の障がいのある児童向けのグループ指導。
統合支援教育	一般幼稚園に在学中の障がいのある児童に特殊教育教員が直接訪問して支援する。
初等グループ教室	初等学校に在学する障がいのある児童向けのグループ指導プログラム。
地域社会利用	初等学校に在学する障がいのある児童向けの社会適応力向上プログラム。
音楽治療教育	障がいのある児童向けの個別または、グループによる音楽治療。
言語治療	個別治療、パートナー治療、グループ治療がある。
物理治療	個別治療を中心として、柔軟性、筋力、均衡性を向上させる運動を実施。
放課後活動	初等学校に在学する障がいのある児童向けの放課後活動支援。
家族支援プログラム	家族向けの相談事業、教育、家族キャンプ等を実施。
統合キャンプ・兄弟キャンプ	障がいのない児童と共に行うキャンプ。
非障がい児童認識改善授業	障がいのない児童を対象にした認識改善授業を実施。
障がい幼児早期発見事業	一般幼稚園の幼児及び保育施設利用幼児を対象とした早期発見。

出典：ソウル市知的障害福祉館資料（2010年入手）より

表2 障害福祉館における成人向けプログラム(例)

職業訓練	進路相談、就職相談及び職業評価実施後の計画。
職業適応訓練	個人社会訓練、就職訓練、作業能力の向上、就職に必要な適応訓練実施。
支援雇用	本人に適合する就職先の開発及び職務分析。
一般雇用	就職先の開発及び配置。
在宅雇用	家庭にて、可能な副業を通して、経済的自立を促す。
就職後適応訓練	就職決定者に対する就職維持。
再就職訓練	就職後の失業者の失業事由の分析。

出典：ソウル市知的障害福祉館資料（2010年入手）より

#### 4) 在宅福祉事業

貧困家庭を対象として、経済的支援サービス、医療支援、学習及び生活支援、余暇文化活動の支援を行っている。経済的支援サービスでは、後援金及び物品支給、在宅副業支援を、医療支援では、在宅の障がい者への定期検診及び歯科診療への医療支援、学習及び生活支援ではボランティア派遣を通じた学習支援及び沐浴指導、余暇文化活動では、自然体験学習、一日学校、公演観覧事業を行っている。

#### 5) その他事業

その他の事業としては、障がいの認識改善事業としての作品展示会や写生大会を実施している。学術・企画事業としては、利用者満足度調査、地域社会調査も行っている。海外交流事業では、家族や本人向けに、文化及び体育的な交流や短期研修を行っている。

活動補助事業では、支援者を派遣し、家事援助、日常生活のサポート、移動支援などを行っている。障がいのある子ども向けのバウチャー事業もあり、特に、低所得者向けに、言語指導、音楽活動、アートセラピーを実施している。この制度は、区の職員が対象者を判定し、本人が希望するプログラムに参加する制度である。一般市民との交流の努力を行っており、年間4回公園内でフェスティバルを開催し、地域住民との交流を図っている。その際には、企業も協賛し、ボランティアを派遣している。

#### 6) 附設センター

附設センターでは、昼間の保護センターがあり、月曜日から金曜日の障がいのある子どもたちの保護事業によって、保護者の負担軽減を図っている。コンピューター教育センターでは、情報化の水準の向上のため、訪問教育及びセンターでの教育も行っている。青少年合唱団も併設しており、招聘公演及び海外公演は2010年現在、100回以上を数える。グループホームの運営も行っており、訓練ホーム、自立ホームなど7ヶ所の運営を行っている。

このように、韓国の障害福祉館においては、その理念にあるように、障がいのある乳幼児から成人まで、生涯にわたり、地域での生活が可能ないように、様々なプロ

グラムを展開していることが明らかになった。

## VI. 考察

本研究では、韓国の差別解消法にあたる「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律」施行後の障がいのある人への地域での教育的支援に関する研究資料及び実践を概観し、今後の日本における障がいのある人への合理的配慮に向けて、示唆を得ることを目的とした。

まず、第一に、韓国においては、障害者差別禁止法にあたる「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律」の施行後、特殊教育に関連する文脈において、教育プログラムの研究開発がいくつか実施されているが、筆者らがゆるやかな分類を施したところ、「障がい理解に関するプログラム」「余暇活動に関するもの」「生涯教育に関するもの」「通常学校における支援体制に関するもの」「障がいのある人の人権保護に関するもの」と学校教育での個々の児童・生徒の特別な教育的ニーズに応じた教育的指導のみならず、地域における生活や社会成員の障がい理解に働きかけている内容も含まれていることが理解できた。日本における合理的配慮においても、上記の内容についても検討が加えられることが望ましいといえよう。

ただ、韓国においては、「特殊教育関連サービス」を合理的配慮として捉えている傾向があると金(2015, p.37)は、指摘している。このことは、日本の教育現場での「特別な教育的ニーズ」と「合理的配慮」の区別がつきにくいこととも類似しているだろう。

第二に、日本においては、地域によっては、幼児期は療育センター、学齢期は特別支援学校、成人期はサービスセンター及び作業所、ヘルパーを事業所が派遣といったように、別々の施設が一人の人のケアを「関係諸機関の連携」の名のもとに、連携しながら行っているのが現状であるが、韓国障害人福祉館においては、ワンストップ型の施設となっており、障がいに関する必要なことがこの施設ですべて充足できるように計画されている。高橋(2016a)においても、障がいのある人の家族は、子どもたちの通院や訓練で遠方まで行かなければならないのが負担であることが示唆されているが、一つの家族が持っている問題の複合性を施策として捉えていることが特徴であろう。英国においても、特別な教育的ニーズにかかる教育が制度改革となり、これまでの縦割り行政から、EHCP (Education Health and Care Plan) という各省庁で横断的に対応するプランが打ち出されている(高橋, 2016a, b)。関係諸機関の連携のみならず一人の人を乳幼児期から老年期に至るまで包括的に捉えることが可能な地域施設のプランニングも今後必要となるだろう。

第三に、韓国においては、2007年に、障がいのある人への「特殊教育振興法」が全面改正となり、「障害者等

に対する特殊教育法」となった。「振興」という推進状況を表現することばが消えているところに注目すると、韓国においては、特殊教育が軌道に乗っているものと推察される。併せて、「同法6条においては、インクルーシブ教育を旨とする目的を有し、特殊教育はインクルーシブ教育の実現のために行われる教育であり社会的インクルージョンを達成する上で不可欠である」(金丸・張, 2015, p.15)と規定されている。併せて、「これまで規定されてこなかった高等教育に大学内の障害学生支援センターの設置(第5章第30条)の義務の明記」(金丸・張, 2015, p.15)や「生涯教育(学習)施設の設置・運営(第5条)」(金丸・張, 2015, p.15)も規定されている。

インクルーシブ教育システムの構築が求められている日本にとっては、韓国における研究や実践は、参考になる点もあるだろう。

## 注

\*注<sup>1</sup> 本稿においては、「障がい」の表記を用いるが、引用や法律の条文については、「障害」の表記を用いる。韓国の障害人福祉館の名称においては、「障碍」の表記を用いることとする。

\*注<sup>2</sup> 神戸大学国際交流基金、兵庫地域政策研究機構の研究の一環として行った。

\*注<sup>3</sup> 障がいの種別については、黄・李・崔(2013)での表現をそのまま使用している。

\*注<sup>4</sup> 第二著者が兵庫地域政策研究機構に、2010年に提出した報告書の一部に再構成、再分析を加えている。

\*注<sup>5</sup> パワーポイント配布資料の様式の紙媒体資料を知的障害人福祉館より入手した。

## 引用・参考文献

- 金丸彰寿・張主善(2015)「日本と韓国における障害学生支援の動向と課題」『発達障害者が大学で学ぶということ～多様性を生み出す現場の葛藤から考える～』神戸大学大学院人間発達環境学研究科ヒューマン・コミュニティ創成研究センター、pp.7-22
- 黄淳英・李厚熙・崔有廷(2014)「韓国の障害大学生の余暇活動支援の方向探索」日本特殊教育学会第52回大会発表論文集P 5-I-4
- 金參燮・翻訳：崔明福(2013)「韓国特殊教育の概要」広島大学『特別支援教育実践センター研究紀要』第11号、pp.23-33
- 金泰禮・殷呂炅・任龍在(2015)「韓国における特殊教育支援センターの役割と課題Ⅱ-障害児の人権保護に着目して-」『日本特殊教育学会第53回大会発表論文集』P 3-25

- 金珍熙・李根梅 (2015) 「障害児童・生徒を持つ親に対するペアレントメンター力量向上プログラム開発のための基礎研究」『日本特殊教育学会第53回大会発表論文集』P 3 - 21
- 金彦志・韓昌完・田中敦士 (2010) 「韓国における特殊教育の動向ー就学前教育・保育を中心にー」『琉球大学教育学部紀要 76号』 pp.199 - 206
- 許叔民・鄭仁豪 (2015) 「中途障害者の障害アイデンティティに影響を及ぼす要因」『日本特殊教育学会第53回大会発表論文集』P 3 - 22
- 宋在玉・金炫延・崔在婉・田部絢子・竹本弥生・内藤千尋・高橋智 (2012) 「韓国の高等学校特殊学級と統合教育の研究ー『仲間支援プログラム (Good Friends Program)』による交流活動を中心にー」『日本特殊教育学会第50回大会発表論文集』P 3 - O - 9
- 鄭昭瑛・金玟亨 (2014) 「韓国発達障害者の生涯教育に対する認識と経験」『日本特殊教育学会第52回大会発表論文集』P 5 - I - 3
- 高橋真琴 (2016a) 『重度・重複障がいのある子どもたちとの人間関係の形成』ジヤース教育新社
- 高橋真琴 (2016b) 『ー複数の障害種に対応するーインクルーシブ教育システム時代の教員の専門性』ジヤース教育新社
- 内閣府 (2009) 「第四章 韓国における障害者の差別禁止および権利救済などに関する法律」『平成21年度障害者の社会参加推進等に関する国際比較調査』  
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h21kokusai/korea.htm> で閲覧可能 (閲覧日: 2016年9月22日)
- 内閣府 (2014) 「4 - 1 韓国の障害者権利条約の国内実施体制」『平成26年度障害者の権利に関する条約の包括的な最初の報告の検討プロセスに関する国際調査報告書』  
[http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h26kokusai/h4\\_04\\_01.html](http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h26kokusai/h4_04_01.html) で閲覧可能 (閲覧日: 2016年9月22日)
- 内閣府 (2011) 「第3章 障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律 (韓国)」『平成23年度内閣府委託報告書障害者差別禁止制度に関する国際調査』  
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h23kokusai/index.html> で閲覧可能 (閲覧日: 2016年9月22日)
- パク・ウンジュ (2009) 「重症障害児童の児童中心の学習ー乳幼児母子教育と機能的な生活教育を中心として」『共に生きる実践の足下を固めるー東アジア的風土を視野にー』神戸大学大学院人間発達環境学研究科ヒューマン・コミュニティ創成研究センター発行, pp.15 - 29
- 村田観弥・近藤龍彰・張主善・盛敏・柴川弘子・金鐘敏・赤木和重・津田英二 (2015) 「学生の相互性に着目したインクルーシブ教育のケーススタディー韓国ナザレ大学におけるドゥミ制度及び寄宿舎共同生活」神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要第9巻第1号, pp.29 - 43
- 文部科学省「附: 韓国の学校教育制度等」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/015/siryo/05120501/006/005.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/015/siryo/05120501/006/005.htm) で閲覧可能。(閲覧日: 2016年9月21日)
- 李秀貞 (2008) 「韓国における社会福祉館の現状」『当事者性を育てる インクルーシブな社会に向かう日韓の実践』神戸大学大学院人間発達環境学研究科ヒューマン・コミュニティ創成研究センター, pp.34 - 36



